

令和8年度

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

事業者研修会

---

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

# 次第

---

1. 検査にかかる主な指摘事項
2. 滋賀県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正  
《令和7年度改正事項》
3. 県への定期報告について

# 次第

---

- ▶ 1. 検査にかかる主な指摘事項
- 2. 滋賀県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正  
《令和7年度改正事項》
- 3. 県への定期報告について

# 1.検査にかかる主な指摘事項

---

## ①職員の研修を実施していない。

【指導指針 第8 職員の配置、研修および衛生管理等 2】

→採用時および採用後の定期的な研修の実施

→介護に直接携わる職員(※有資格者を除く)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を実施

(※看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護員養成研修修了者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)

# 1.検査にかかる主な指摘事項

---

## ②職員の健康診断を実施していない。

【指導指針 第8 職員の配置、研修および衛生管理等 3(1)】

→採用時および採用後の定期的な健康診断、夜勤職員は6月に1度健康診断を実施

## ③職場におけるハラスメント防止に関する方針について明確化できていない。

【指導指針 第8 職員の配置、研修および衛生管理等 3(2)】

→ハラスメントの明確化、職員への周知・啓発、相談窓口の設定

# 1.検査にかかる主な指摘事項

---

## ④運営懇談会を開催していない。

【指導指針 第9 有料老人ホーム事業の運営 11】

→運営懇談会の開催、入居者の積極的な参加、第三者的立場にある学識経験者・民生委員などの参加

## ⑤業務継続計画、衛生管理および虐待防止について、委員会の開催・研修が実施できていない。

【指導指針 第9 有料老人ホーム事業の運営 5・7 第10 サービス等 4】

→職員への周知、研修および訓練の定期的な実施、委員会の開催、指針の整備等

# 1.検査にかかる主な指摘事項

---

⑥有料老人ホームのサービスと介護保険のサービスとを明確に区分できていない。

【指導指針 第10 サービス等 3】

→適切な勤務表の作成および管理の実施

⑦事故の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない。

【指導指針 第13 契約内容等 8】

→事故の発生またはその再発を防止するための指針の整備、委員会および研修の実施、担当者の設置

# 次第

---

1. 検査にかかる主な指摘事項
- ▶ 2. 滋賀県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正  
《令和7年度改正事項》
3. 県への定期報告について

## 2. 滋賀県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正

---

### ① 令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対策力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとした。

### ② 既存建築物等の活用の場合等の特例について

平成30年に改正された建築基準法(平成30年法律第67号)において、戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設(有料老人ホームを含む)として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととした。

## 2. 滋賀県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正

---

### ③重要事項説明書様式の一部変更

### ④重要事項説明書事項の追加

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第135号)の施行を踏まえた重要事項説明書の改正。老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえ、重要事項説明書の一部を改正することとした。

## 2. 滋賀県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正

---

### ⑤ 入居者募集に関連した留意事項の追加

一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、国と関係団体(公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会)との協議結果から、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとした。

# 次第

---

1. 検査にかかる主な指摘事項
2. 滋賀県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正  
《令和7年度改正事項》
- ▶ 3. 県への定期報告について

## 3. 県への定期報告

---

- ◆ 提出書類: 重要事項説明書・有料老人ホーム情報開示一覧表等
- ◆ 詳細については、後日メールにて案内